

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

消防保安課

県民生活交通課

子ども未来課

○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例

○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を

改正する条例

〃

〃

〃

○ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

住宅課

人事課

○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 公布した条例の解説

【解 説】

総務学事課

改正する条例

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県総務関係手数料徴収条例及び岡山県税条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 岡山県総務関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三号)第二条第三十九号イ

二 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)第百九条の三

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第二条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(情報通信技術活用法の適用)」に改め、同条第一項中「申請、」を「提出、」に改め、「提出」を削り、「申請等」を「提出等」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術活用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項及び第四条第一項」を「第六条第一項及び第七条第一項」に、「使用して行わせ、又は行う場合の申請等」を「使用する方法により行う場合の提出等」に、「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「申請等」を「提出等」に、「情報通信技術活用法第三条第四項及び第四条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項及び第七条第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 提出等に係る情報通信技術活用法第六条第六項及び第七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、規則で定める場合とし、当該場合における提出等については、規則で定めるところによる。

4 法第七十四条に規定する通知に係る情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、規則で定める。

(岡山県収入証紙条例の一部改正)

第三条 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項、」を「第六条第一項、」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十七号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第八号中「の口からちまでの」を「に掲げる」に改め、同号イ中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は「準耐火建築物」に、「（同号ロ）を」をいい、同号ロ」に、「である」を「（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）である」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「同号ロからちまで」を「同号」に改める。

第十七条第一項の表第四十四条第八号イの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（「に、「（同号ロ）を」をいい、同号ロ」に、「除く。」を「除く。」）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に改め、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第六十九号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の貸付け」を「又は同条に規定する母子臨時児童扶養等資金の貸付け」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条の四の二に規定する父子臨時児童扶養資金について準用する。この場合において、同項中「第十五条第二項」とあるのは「第三十一条の六第五項において準用する同法第十五条第二項」と、「第二十二条」とあるのは「附則第八条第三項において準用する同令第二十二条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十四の項中タをツとし、ヌからヨまでをワからソまでとし、リの次に次のように加える。

- ヌ 法第六十八条の二の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受理
- ル 法第六十八条の三の規定による社会福祉住居施設の名称等の変更の届出の受理
- ヲ 法第六十八条の四の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第五条の規定による改正法附則第一条第四号に

掲げる規定の施行の日から一月以内に行うこととされている届出の受理のうち、高梁市、新見市及び真庭市の区域内に所在する施設に係るものについては、これらの市が処理することとする。

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十一号

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第二条第三項第八号の生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第二条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項の被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号の住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

(基本方針)

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービス

の提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれていた環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならぬ。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると思われる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第六条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号の暴力団員又は同号の暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならない。

(運営規程)

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第三十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員の配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長ののみ 四以下

二 第六条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員の配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第六条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長ののみ 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、

第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、四・九五平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

- 二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- 四 便所 入居定員に適したものを設けること。
- 五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。
ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書の日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明等)

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（二年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の重要事項を記した文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき

重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

11 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、当該承諾を得た後に、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項及び第二項の事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、当該重要事項等を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（入退居）

第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援

助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号に掲げる費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入

居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十八条 無料低額宿泊所が入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法により状況の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第七条から第九条まで、第十四条から前条まで及び次条から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものについては、次に掲げるところにより、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五 第十四条第一項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理の方法、入居者本人に対する収支の記録の報告の方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、その旨を知事に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、第五号の契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告することができる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)

第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第八十三条の運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第三十二条 第十二条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第三十二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第十二条第六項第一号イ及びニからへまでの規定は、この条例の施行後三年間は、適用しな

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の六十四の項を次のように改める。

<p>六十四 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十三条第一項の規定による地方卸売市場の認定</p> <p>ロ 法第十三条第二項の規定による地方卸売市場の認定の申請の受理</p> <p>ハ 法第十三条第六項(法第十四条において準用する法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による地方卸売市場の開設者の名称等の公示</p> <p>ニ 法第十四条において準用する法第六条第一項の規定による変更の認定</p> <p>ホ 法第十四条において準用する法第六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>ヘ 法第十四条において準用する法第七条の規定による業務の休止又は廃止の届出の受理</p> <p>ト 法第十四条において準用する法第八条第二項の規定による中央卸売市場の認定を受けようとする旨の届出の受理</p> <p>チ 法第十四条において準用する法第八条第三項の規定による地方卸売市場の認定が効力を失った旨の公示</p> <p>リ 法第十四条において準用する法第九条の規定による指導及び助言</p> <p>ヌ 法第十四条において準用する法第十条の規定による措置の命令</p> <p>ル 法第十四条において準用する法第十一条第一項(同項第一号に係る部分を除く。)の規定による地方卸売市場の認定の取消し</p> <p>ヲ 法第十四条において準用する法第十一条第二項の規定による地方卸売市場の認定を取り消した旨の公示</p> <p>ワ 法第十四条において準用する法第十二条第一項の規定による地方卸売市場の運営の状況の報告の受理</p> <p>カ 法第十四条において準用する法第十二条第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
---	----------------

(岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部改正)

第二条 岡山県営食肉地方卸売市場条例(昭和四十七年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十六条とし、第四条から第七条までを八条ずつ繰り下げる。

第三条中「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第五十八条第一項の許可を受けた者又は岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号。以下「条例」という。）第十一条第一項」を「食肉卸売業者又は前条」に、「その許可又は」を「卸売業務の許可又は当該」に改め、同条を第十一条とする。

第二条の次に次の八条を加える。

（卸売業務の許可）

第三条 市場において卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項に規定する卸売業者として卸売の業務を行おうとする者は、知事の許可（以下「卸売業務の許可」という。）を受けなければならない。

2 卸売業務の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人の場合にあつては、資本金又は出資金の額
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 申請者の戸籍の抄本及び履歴書又は法人にあつては、定款、登記事項全部証明書並びに業務を執行する役員の戸籍の抄本及び履歴書

三 次条第一号から第三号までの規定に該当しないことを誓約する書面

四 その他規則で定める書類

（卸売業務の許可の基準）

第四条 知事は、卸売業務の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該卸売業務の許可をしてはならない。

- 一 申請者が、卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないものであるとき。
- 二 申請者が、次条の規定による卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者がある

ものであるとき。

四 申請者が卸売の業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であると認めるとき。

（卸売業務の許可の取消し等）

第五条 知事は、卸売業務の許可を受けた者（以下「食肉卸売業者」という。）が前条第一号に規定する者に該当するに至つたとき（食肉卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があるに至つたときを含む）、又はその業務を行

うために必要な資力及び信用を有しなくなつたと認めるときは、卸売業務の許可を取り消さなければならぬ。

2 知事は、食肉卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は卸売業務の許可を取り消すことができる。

一 卸売市場法、同法に基づく命令、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

二 卸売業務の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がなく、引き続き一月以上その業務を休止したとき。

(卸売業務の廃止)

第六条 食肉卸売業者は、卸売の業務を廃止しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第七条 食肉卸売業者が営業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、食肉卸売業者の地位を承継する。

2 法人である食肉卸売業者の合併の場合(法人である食肉卸売業者と食肉卸売業者以外の法人が合併して食肉卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、食肉卸売業者の地位を承継する。

3 第四条の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第八条 食肉卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により、市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときはその者)が被相続人の行っていた当該業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした卸売業務の許可は相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、食肉卸売業者の地位を承継する。

(卸売業務の開始等)

第九条 食肉卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一 その業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 氏名又は名称及び住所を変更したとき。

三 法人にあつては、資本金若しくは出資金の額又は役員を変更したとき。

(買受人の承認)

第十条 市場において食肉卸売業者から卸売を受けようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表中「第五条」を「第十三条」に改める。

(岡山県卸売市場条例の廃止)

第三条 岡山県卸売市場条例(昭和四十六年岡山県条例第六十六号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号。以下「改正法」という。)附則第三条第三項及び第四項の規定により令和二年六月二十一日前においてもすることができるとされている、第一条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の六十四の項イ及びロの事務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、岡山市及び倉敷市が処理することとする。

(岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の卸売市場法(以下「旧卸売市場法」という。)第五十八条第一項の許可(第二条の規定による改正前の岡山県営食肉地方卸売市場条例(以下「旧食肉地方卸売市場条例」という。)第一条の岡山県営食肉地方卸売市場(以下「旧市場」という。))において卸売の業務を行う者に係る許可に限る。)を受けている者は、施行日において第二条の規定による改正後の岡山県営食肉地方卸売市場条例(以下「新食肉地方卸売市場条例」という。)第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 新食肉地方卸売市場条例第四条(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、この条例の施行の際現に旧卸売市場法の規定により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者は、同号に規定する者とみなす。

5 新食肉地方卸売市場条例第四条(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧卸売市場法第六十五条第一項又は第二項の規定により旧卸売市場法第五十八条第一項の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新食肉地方卸売市場条例第五条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

6 附則第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者に係る新食肉地方卸売市場条例第五条第二項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第二号中「卸売業務の許可」とあるのは「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成

三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法第五十八条第一項の許可(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例(令和元年岡山県条例第七十二号。次号において「改正条例」という。))第二条の規定による改正前の岡山県営食肉地方卸売市場条例第一条の岡山県営食肉地方卸売市場において卸売の業務を行う者に限る。)と、同項第三号中「一月以上」とあるのは「一月(改正条例の施行の日前において休止した期間を含む。))以上」とする。

7 この条例の施行の際現に第三条の規定による廃止前の岡山県卸売市場条例第十一条第一項の承認を受けている者(旧市場における買受人に限る。)は、施行日において新食肉地方卸売市場条例第三十条の承認を受けたものとみなす。

8 附則第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者又は前項の規定により承認を受けたものとみなされた者であつて旧食肉地方卸売市場条例第三条の規定により保証金を納付しているものは、施行日において新食肉地方卸売市場条例第十一条の規定により保証金を納付したものとみなす。

9 附則第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者又は附則第七項の規定により承認を受けたものとみなされた者であつて旧食肉地方卸売市場条例第三条の保証金を納付していないものに係る新食肉地方卸売市場条例第十一条の規定の適用については、同条中「卸売業務の許可又は当該承認」とあるのは、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法第五十八条第一項の許可(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例(令和元年岡山県条例第七十二号。以下この条において「改正条例」という。))第二条の規定による改正前の岡山県営食肉地方卸売市場条例第一条の岡山県営食肉地方卸売市場(以下この条において「旧市場」という。))において卸売の業務を行う者に係る許可に限る。))又は改正条例第三条の規定による廃止前の岡山県卸売市場条例(昭和四十六年岡山県条例第六十六号)第十一条第一項の承認(旧市場における買受人に係る承認に限る。))とする。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四十七号中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項第四十九号中「一万七千九百円」を「二万八千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する改正後の第二条第一項第四十七号の規定の適用については、同号中「二万四千四百円」とあるのは、「二万九千三百円」とする。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十四号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「連帯保証人と連署（連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第三項において同じ。）する」を削り、同条第二項中「前項に定める」を「前項に規定する」に、「定める手続」を「掲げる手続」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十八条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改める。

第四十三条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

第四十七条中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改める。

第五十五条中「第十四条まで」を「第十一条まで、第十三条、第十四条」に改める。

第六十四条中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(岡山県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の岡山県営住宅条例第十一条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条例第八条第二項の規定により県営住宅の入居者として決定した者について適用し、施行日前に改正前の岡山県営住宅条例（以下「旧県営住宅条例」という。）第八条第

- 二項の規定により県営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。
- 施行日前に旧県営住宅条例第八条第二項の規定により県営住宅の入居者として決定した者に関する旧県営住宅条例第十一条第一項第一号の連帯保証人に係る旧県営住宅条例第十二条第三項及び第四項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行日前に到来した支払期に係る旧県営住宅条例第四十三条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。
- (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十三の項イ中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同項ハ中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改め、同項中ニ及びホを削り、ヘをニとし、トからウまでをホからラまでとし、同表の八十四の項イ中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同項ハ中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改め、同項中ニ及びホを削り、ヘをニとし、トからヲまでをホからヌまでとする。

- (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる旧県営住宅条例第十二条第三項の規定による承認については、前項の規定による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「旧特例条例」という。)別表第一の八十三の項ニ(同条第三項に係る部分に限る。)及び同表の八十四の項ニ(同条第三項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。
- 附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる旧県営住宅条例第十二条第四項の規定による届出の受理については、旧特例条例別表第一の八十三の項ホ及び同表の八十四の項ホの規定は、なおその効力を有する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十五号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

- 第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第十九条の四第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,100	200,900	237,100	269,800	295,300	325,100	368,800	414,000	464,300
	2	152,200	202,700	238,700	271,600	297,500	327,300	371,400	416,400	467,400
	3	153,400	204,500	240,200	273,400	299,600	329,600	373,800	418,900	470,400
	4	154,500	206,200	241,800	275,500	301,600	331,800	376,400	421,300	473,400
	5	155,700	207,700	243,200	277,200	303,500	334,000	378,300	423,200	476,400
	6	156,800	209,500	244,900	279,000	305,600	336,000	380,800	425,500	479,400
	7	157,900	211,300	246,400	280,800	307,900	338,200	383,100	427,600	482,400
	8	159,000	213,100	248,000	282,800	310,100	340,400	385,600	429,800	485,500
	9	160,000	214,600	249,100	284,800	312,000	342,300	388,000	431,800	488,200
	10	161,400	216,400	250,600	286,800	314,300	344,500	390,700	433,900	491,300
	11	162,800	218,200	252,200	288,700	316,500	346,500	393,300	436,000	494,300
	12	164,100	219,900	253,500	290,600	318,800	348,700	396,000	438,100	497,400
	13	165,300	221,500	255,000	292,600	320,900	350,500	398,400	439,800	500,100
	14	166,800	223,400	256,400	294,500	323,000	352,500	400,700	441,600	502,400
	15	168,300	225,300	257,700	296,500	325,200	354,500	402,900	443,600	504,700
	16	169,900	227,200	259,100	298,500	327,300	356,500	405,300	445,600	507,000
	17	171,200	228,800	260,600	300,300	329,200	358,200	407,100	447,500	509,100
	18	172,700	230,500	262,100	302,300	331,200	360,200	409,100	449,300	510,500
	19	174,200	232,100	263,800	304,400	333,200	362,000	411,000	451,100	512,000
	20	175,700	233,700	265,600	306,400	335,200	363,900	412,800	452,800	513,400
	21	177,000	235,100	267,200	308,300	336,900	365,800	414,700	454,600	514,600
	22	179,700	236,800	268,900	310,400	339,000	367,700	416,500	456,100	516,000
	23	182,400	238,400	270,500	312,400	341,000	369,700	418,300	457,500	517,500
	24	185,100	240,000	272,100	314,500	343,100	371,600	420,200	459,000	519,000
	25	187,700	241,000	274,000	316,200	344,500	373,600	422,000	460,400	520,100
	26	189,400	242,500	275,800	318,300	346,400	375,500	423,500	461,700	521,200
	27	191,100	243,900	277,500	320,300	348,300	377,500	425,000	463,000	522,400
	28	192,800	245,100	279,200	322,300	350,200	379,500	426,600	464,200	523,600
	29	194,300	246,300	280,900	324,000	351,800	381,000	428,200	465,200	524,600
	30	196,000	247,500	282,600	326,000	353,700	382,800	429,500	465,900	525,500
	31	197,700	248,500	284,500	328,100	355,600	384,600	430,800	466,700	526,400
	32	199,300	249,700	286,200	330,200	357,400	386,200	432,000	467,400	527,300
	33	200,900	251,000	287,700	331,400	359,300	388,000	433,200	468,100	528,100
	34	202,300	252,000	289,600	333,400	361,100	389,400	434,500	468,900	529,000
	35	203,800	253,200	291,400	335,300	362,900	390,900	435,800	469,600	529,700
	36	205,200	254,500	293,300	337,400	364,600	392,500	437,000	470,200	530,200
	37	206,500	255,400	294,900	339,300	366,000	393,900	438,200	470,700	530,900
	38	207,800	256,700	296,600	341,200	367,300	395,100	439,000	471,300	531,500
	39	209,000	257,900	298,400	343,200	368,700	396,300	439,800	471,900	532,300
	40	210,300	259,200	300,200	345,100	370,100	397,400	440,600	472,500	532,900

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

再任用職員以外の職員	41	211,500	260,600	301,700	347,000	371,400	398,500	441,200	473,000	533,400
	42	212,800	262,000	303,400	348,900	372,300	399,700	441,900	473,500	
	43	214,000	263,200	304,900	350,700	373,400	400,900	442,600	473,900	
	44	215,200	264,400	306,500	352,600	374,500	402,000	443,300	474,200	
	45	216,300	265,600	308,100	354,100	375,300	402,700	444,100	474,500	
	46	217,600	266,800	309,800	355,500	376,200	403,400	444,900		
	47	218,800	268,200	311,400	357,000	377,100	404,100	445,300		
	48	220,000	269,500	313,100	358,500	378,000	404,800	446,000		
	49	221,100	270,600	314,000	360,100	378,900	405,400	446,500		
	50	222,200	271,700	315,500	360,900	379,700	406,000	446,900		
	51	223,200	273,000	317,000	362,100	380,500	406,500	447,300		
	52	224,300	274,300	318,600	363,100	381,300	406,900	447,700		
	53	225,300	275,300	320,200	364,000	382,000	407,300	448,100		
	54	226,200	276,400	321,800	365,100	382,700	407,600	448,500		
	55	226,900	277,700	323,400	366,000	383,400	407,900	448,900		
	56	227,800	279,000	324,900	367,100	384,100	408,200	449,200		
	57	228,100	279,900	326,400	368,000	384,600	408,500	449,500		
	58	228,900	280,900	327,600	368,700	385,200	408,800	449,900		
	59	229,800	281,800	328,800	369,400	385,800	409,100	450,200		
	60	230,500	282,900	330,000	370,100	386,500	409,400	450,500		
	61	231,300	284,000	330,700	370,500	386,900	409,700	450,800		
	62	232,300	285,000	331,600	371,100	387,600	410,000			
	63	233,000	285,900	332,400	371,800	388,200	410,300			
	64	233,700	286,900	333,200	372,500	388,800	410,600			
	65	234,400	287,400	334,100	372,800	389,200	410,900			
	66	235,100	288,300	334,500	373,500	389,800	411,200			
	67	236,000	289,000	335,200	374,200	390,400	411,500			
	68	236,800	289,900	336,000	374,900	391,000	411,800			
	69	237,500	290,900	336,800	375,200	391,400	412,000			
	70	238,000	291,700	337,500	375,800	391,900	412,300			
	71	238,400	292,500	338,200	376,500	392,400	412,600			
	72	239,000	293,300	338,900	377,100	393,000	412,900			
	73	239,600	294,100	339,400	377,400	393,300	413,100			
	74	240,100	294,600	340,000	378,000	393,700	413,400			
	75	240,600	295,000	340,500	378,700	394,100	413,700			
	76	241,100	295,500	341,100	379,300	394,500	413,900			
	77	241,800	295,700	341,400	379,700	394,800	414,100			
	78	242,500	296,000	341,900	380,200	395,100	414,400			
	79	243,300	296,200	342,300	380,800	395,400	414,700			
	80	244,000	296,600	342,800	381,300	395,700	414,900			
	81	244,500	296,800	343,200	381,800	395,900	415,100			
	82	245,200	297,000	343,700	382,400	396,200	415,400			
	83	245,900	297,400	344,200	382,900	396,500	415,700			
	84	246,600	297,700	344,700	383,200	396,700	415,900			
	85	247,200	298,000	345,000	383,600	396,900	416,100			
	86	247,900	298,300	345,400	384,100	397,200				
	87	248,600	298,600	345,900	384,500	397,500				
	88	249,300	299,000	346,300	384,900	397,700				

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89	249,800	299,300	346,600	385,300	397,900				
90	250,300	299,700	347,000	385,800	398,200				
91	250,600	300,000	347,500	386,200	398,500				
92	251,000	300,400	347,900	386,600	398,700				
93	251,300	300,600	348,100	386,900	398,900				
94		300,800	348,500						
95		301,100	349,000						
96		301,500	349,400						
97		301,700	349,600						
98		302,000	350,000						
99		302,400	350,400						
100		302,800	350,700						
101		303,000	351,000						
102		303,300	351,400						
103		303,700	351,800						
104		304,000	352,200						
105		304,200	352,700						
106		304,500	353,100						
107		304,900	353,500						
108		305,200	353,900						
109		305,400	354,400						
110		305,800	354,800						
111		306,200	355,100						
112		306,500	355,400						
113		306,700	355,900						
114		306,900							
115		307,200							
116		307,600							
117		307,800							
118		308,000							
119		308,300							
120		308,600							
121		309,000							
122		309,200							
123		309,500							
124		309,800							
125		310,100							
再任用職員	191,000	218,800	261,100	280,500	295,600	321,000	362,700	395,800	446,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		175,200	191,100	217,400	256,600	300,800	326,400	353,900	389,000	429,100
2		176,900	192,800	219,400	258,400	302,500	328,500	356,100	391,100	430,900
3		178,700	194,600	221,400	260,200	304,500	330,500	358,400	392,900	432,800
4		180,400	196,400	223,400	262,000	306,700	332,500	360,600	394,900	434,700
5		181,900	198,300	225,300	263,700	308,300	334,700	362,600	396,500	436,100
6		183,800	200,600	227,100	265,500	310,300	336,600	364,700	398,400	437,800
7		185,600	202,900	229,100	267,300	312,300	338,900	366,900	400,100	439,400
8		187,500	205,200	231,000	269,100	314,400	341,100	369,100	401,800	440,900
9		189,200	207,300	233,000	270,500	316,300	342,800	370,800	403,400	442,500
10		190,900	209,900	234,800	272,300	318,500	345,100	373,000	405,400	444,200
11		192,600	212,400	236,600	273,700	320,600	347,300	375,000	407,400	445,800
12		194,300	214,900	238,400	275,000	322,600	349,600	377,200	409,500	447,400
13		196,100	217,200	240,000	276,400	324,700	351,600	379,000	411,200	448,500
14		198,300	219,000	241,800	277,800	326,700	353,700	381,100	413,300	450,100
15		200,400	220,800	243,600	278,900	328,900	355,900	383,100	415,300	451,900
16		202,600	222,600	245,500	280,200	331,100	358,000	385,200	417,400	453,700
17		204,700	224,400	247,000	280,900	332,800	360,000	386,800	419,100	455,300
18		207,100	226,100	248,800	282,300	335,100	362,000	388,800	420,800	457,100
19		209,500	227,900	250,600	283,700	337,200	364,000	390,700	422,500	458,900
20		211,900	229,600	252,400	285,000	339,500	366,100	392,700	424,100	460,600
21		214,400	231,300	254,100	286,300	341,400	367,800	394,400	425,800	462,200
22		216,200	233,100	255,600	287,500	343,400	369,800	396,500	427,400	463,900
23		217,900	234,900	257,100	288,800	345,500	371,600	398,600	428,800	465,500
24		219,700	236,700	258,500	290,300	347,500	373,700	400,600	430,300	467,300
25		221,400	238,200	259,700	291,500	349,400	375,400	402,300	431,600	468,800
26		223,100	239,900	261,000	293,200	351,500	377,400	404,300	433,000	470,200
27		224,900	241,500	262,400	295,200	353,400	379,400	406,400	434,500	471,700
28		226,600	243,100	263,700	297,200	355,400	381,400	408,500	436,100	473,000
29		228,400	244,300	264,800	299,100	357,200	383,200	410,000	437,400	474,200
30		230,200	246,000	265,900	301,000	359,300	385,300	411,800	439,100	474,900
31		232,000	247,700	267,100	302,700	361,100	387,400	413,500	440,800	475,600
32		233,700	249,500	268,200	304,500	363,200	389,400	415,200	442,400	476,300
33		235,300	251,100	268,700	306,200	364,600	391,300	416,900	443,800	476,800
34		237,000	252,700	269,900	307,900	366,600	393,400	418,400	445,500	477,600
35		238,600	254,300	271,000	309,700	368,500	395,500	420,000	447,200	478,300
36		240,200	255,800	272,000	311,400	370,600	397,400	421,500	448,800	478,900
37		241,400	257,100	272,800	313,200	372,500	399,100	422,800	450,200	479,200
38		243,100	258,600	274,000	314,800	374,600	400,600	424,300	450,900	479,800
39		244,800	259,900	275,000	316,700	376,600	401,900	425,800	451,600	480,300
40		246,600	261,100	276,000	318,400	378,600	403,300	427,300	452,300	480,800

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	248,200	262,200	277,200	320,100	380,600	404,500	428,800	452,700	481,300
	42	249,700	263,400	278,400	321,900	382,700	405,600	430,100	453,300	481,700
	43	251,200	264,400	279,700	323,800	384,800	406,600	431,400	454,000	482,100
	44	252,600	265,500	280,900	325,700	386,800	407,600	432,600	454,600	482,500
	45	253,800	266,100	282,000	327,400	388,500	408,800	433,600	455,400	482,800
	46	255,000	267,200	283,400	329,300	390,200	410,000	434,300	456,100	
	47	256,100	268,300	284,700	331,200	391,800	411,100	435,100	456,600	
	48	257,200	269,400	286,100	333,000	393,500	412,300	435,900	457,100	
	49	258,000	270,200	287,900	334,400	394,900	413,600	436,400	457,600	
	50	259,100	271,400	289,600	336,000	395,900	414,400	436,800	457,900	
	51	260,200	272,400	291,100	337,400	396,900	415,200	437,200	458,200	
	52	261,300	273,500	292,500	339,100	397,900	415,900	437,500	458,600	
	53	261,800	274,700	294,000	340,600	399,200	416,400	437,800	459,000	
	54	263,000	275,500	295,600	342,300	400,300	417,100	438,200	459,200	
	55	263,900	276,900	297,300	343,900	401,400	417,800	438,500	459,500	
	56	265,000	278,100	299,000	345,700	402,600	418,400	438,800	459,700	
	57	265,900	279,100	300,400	346,600	403,900	419,100	439,100	460,100	
	58	266,900	280,600	302,100	348,300	404,700	419,500	439,400	460,300	
	59	267,700	281,800	303,900	349,900	405,500	420,100	439,700	460,500	
	60	268,700	283,200	305,700	351,500	406,200	420,700	440,000	460,700	
	61	269,800	284,800	307,100	353,100	406,700	421,100	440,300	461,100	
	62	270,500	286,400	308,900	354,800	407,400	421,700	440,600		
	63	271,600	287,700	310,700	356,500	408,100	422,200	440,900		
	64	272,500	289,200	312,400	358,200	408,800	422,700	441,200		
	65	273,600	290,600	313,700	359,800	409,100	423,200	441,500		
	66	274,800	291,800	315,400	361,400	409,800	423,800	441,800		
	67	275,800	293,300	316,800	363,000	410,500	424,200	442,100		
	68	276,700	294,700	318,500	364,600	411,100	424,700	442,400		
	69	277,900	296,200	319,900	365,800	411,500	425,100	442,600		
	70	279,300	297,700	321,300	367,200	412,000	425,400	442,900		
	71	280,500	299,300	322,600	368,500	412,600	425,700	443,200		
	72	281,800	300,900	324,100	369,900	413,100	426,000	443,500		
再任 用職 員以 外の 職員	73	283,000	302,100	324,800	371,100	413,600	426,300	443,700		
	74	284,200	303,500	326,400	372,300	414,000	426,600	444,000		
	75	285,600	305,000	327,900	373,600	414,500	426,900	444,300		
	76	286,800	306,500	329,600	374,900	415,000	427,200	444,600		
	77	287,900	307,400	331,400	376,200	415,500	427,400	444,800		
	78	289,100	308,900	333,100	377,400	416,000	427,700	445,100		
	79	290,300	310,100	334,700	378,600	416,600	428,000	445,400		
	80	291,300	311,600	336,300	379,800	417,100	428,300	445,700		
	81	292,400	312,900	338,000	381,000	417,500	428,500	445,900		
	82	293,600	314,300	339,700	382,200	418,100	428,800	446,200		
83	294,900	315,400	341,300	383,300	418,600	429,100	446,500			
84	296,200	316,800	343,000	384,500	418,800	429,300	446,800			
85	297,300	317,700	344,400	385,600	419,100	429,500	447,000			
86	298,500	319,200	345,900	386,200	419,600	429,800				
87	299,400	320,500	347,400	386,700	419,900	430,100				
88	300,600	322,000	348,900	387,300	420,200	430,300				

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89	301,600	323,500	350,200	387,900	420,500	430,500
90	302,800	325,000	351,400	388,500	420,900	430,800
91	303,900	326,400	352,700	389,100	421,300	431,100
92	305,100	327,900	354,000	389,700	421,700	431,300
93	305,600	329,200	355,400	390,000	422,000	431,500
94	306,900	330,500	356,900	390,500		
95	308,000	331,900	358,400	391,100		
96	309,300	333,200	359,900	391,600		
97	310,400	334,400	361,200	392,000		
98	311,600	335,700	362,400	392,400		
99	312,800	337,000	363,500	393,000		
100	314,000	338,300	364,700	393,500		
101	315,200	339,700	365,800	393,900		
102	316,200	340,600	366,900	394,400		
103	317,300	341,700	368,000	395,000		
104	318,300	342,900	369,200	395,500		
105	319,100	344,000	370,400	395,800		
106	319,700	345,100	370,900	396,200		
107	320,300	346,100	371,500	396,700		
108	321,000	347,200	372,100	397,000		
109	321,500	348,400	372,700	397,300		
110	322,000	349,400	373,200	397,800		
111	322,500	350,400	373,700	398,300		
112	323,100	351,300	374,200	398,800		
113	323,900	352,200	374,600	399,100		
114	324,600	353,100	375,000	399,600		
115	325,300	354,100	375,600	400,100		
116	326,000	355,100	376,100	400,600		
117	326,600	356,100	376,500	400,900		
118	327,400	356,600	377,000	401,400		
119	328,100	357,200	377,600	401,900		
120	328,900	357,800	378,100	402,400		
121	329,500	358,100	378,300	402,800		
122	329,800	358,500	378,800	403,300		
123	330,300	359,000	379,300	403,700		
124	330,800	359,400	379,700	404,200		
125	331,100	359,800	380,200	404,600		
126		360,200	380,700			
127		360,700	381,200			
128		361,100	381,700			
129		361,500	382,000			
130		361,900	382,500			
131		362,300	383,000			
132		362,700	383,500			
133		362,900	383,800			
134		363,400	384,300			
135		363,800	384,700			
136		364,100	385,100			

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	137		364,400	385,400						
	138		364,800	385,900						
	139		365,300	386,400						
	140		365,800	386,900						
	141		366,100	387,200						
	142		366,600							
	143		367,100							
	144		367,600							
	145		367,900							
再任用職員		245,100	257,000	261,200	294,900	311,400	325,500	349,000	384,200	415,800

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

令和元年12月24日 岡山県公報 号外

別表第三 教育職給料表（第二条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	209,700	270,100	337,100	423,200
	2	166,700	211,400	272,600	339,300	425,000
	3	168,200	213,000	274,900	341,400	426,800
	4	169,700	214,700	277,200	343,400	428,500
	5	171,400	216,600	279,700	345,600	430,000
	6	173,300	218,200	282,100	347,500	431,500
	7	175,100	219,900	284,300	349,800	433,400
	8	176,900	221,500	286,500	352,100	435,300
	9	178,600	223,200	288,600	353,800	437,100
	10	180,700	225,100	290,900	355,900	438,900
	11	182,800	226,900	293,300	358,000	440,800
	12	184,800	228,700	295,400	360,100	442,600
	13	186,700	230,200	297,800	362,200	444,300
	14	188,900	232,200	299,800	364,200	446,200
	15	191,200	234,200	301,700	366,200	448,000
	16	193,500	236,200	303,700	368,200	449,900
	17	195,700	237,900	305,800	369,800	451,600
	18	198,300	240,600	308,200	371,700	453,400
	19	200,900	243,300	310,700	373,500	455,200
	20	203,400	246,000	313,400	375,500	457,000
	21	205,900	248,700	315,600	377,100	458,600
	22	207,600	251,600	318,000	379,000	460,300
	23	209,300	254,400	320,200	380,800	462,200
	24	211,000	257,100	322,800	382,700	463,900
	25	212,600	259,700	325,400	384,000	465,600
	26	214,100	262,200	327,700	385,800	467,200
	27	215,700	264,700	329,900	387,600	468,800
	28	217,200	267,000	332,000	389,500	470,300
	29	218,700	269,600	334,200	391,300	471,800
	30	220,400	272,000	335,900	393,200	473,100
	31	222,100	274,200	338,100	395,100	474,400
	32	223,800	276,400	340,300	397,100	475,700
	33	225,100	278,500	342,100	398,800	476,900
	34	226,900	280,700	344,200	400,500	477,600
	35	228,600	282,900	346,300	402,100	478,300
	36	230,300	284,800	348,300	403,900	479,000
	37	231,800	287,100	350,400	405,100	479,600
	38	233,600	289,000	352,500	406,600	
	39	235,400	290,900	354,700	408,000	
	40	237,200	292,900	356,800	409,400	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	239,000	294,600	358,700	411,100
	42	240,800	296,900	360,800	412,500
	43	242,600	299,200	362,700	413,800
	44	244,300	301,700	364,800	415,300
	45	245,600	303,700	366,600	416,900
	46	247,200	306,100	368,600	418,200
	47	248,500	308,300	370,500	419,700
	48	249,700	310,900	372,500	421,300
	49	251,100	313,200	374,100	423,000
	50	252,600	315,600	375,900	424,400
	51	253,800	317,900	377,800	426,000
	52	255,300	320,100	379,800	427,500
	53	256,400	322,300	381,600	429,200
	54	257,600	324,300	383,400	430,700
	55	259,000	326,400	385,200	432,300
	56	260,000	328,600	386,900	433,900
	57	261,300	330,500	388,400	435,400
	58	262,300	332,600	390,000	436,900
	59	263,400	334,700	391,700	438,100
	60	264,600	336,700	393,400	439,300
	61	265,900	338,800	394,600	440,500
	62	266,900	340,900	396,000	441,800
	63	268,300	343,100	397,400	443,100
	64	269,400	345,300	398,700	444,300
	65	270,700	347,000	400,100	445,500
	66	272,100	349,200	401,300	446,700
	67	273,500	351,200	402,700	447,900
	68	275,100	353,400	404,100	449,100
	69	276,500	355,200	405,400	450,300
	70	277,800	357,100	406,700	451,500
	71	279,100	359,100	408,100	452,700
	72	280,400	361,100	409,400	453,900
	73	281,500	362,700	410,700	455,000
	74	282,700	364,600	412,100	455,600
	75	284,100	366,400	413,500	456,100
	76	285,300	368,300	414,800	456,600
再任	77	286,500	370,100	416,000	457,100
用職	78	287,700	371,800	417,200	
員以	79	288,900	373,500	418,500	
外の	80	290,100	375,100	419,900	
職員	81	291,200	376,600	421,200	
	82	292,400	378,100	422,400	
	83	293,600	379,600	423,400	
	84	294,800	381,000	424,600	
	85	295,800	382,100	425,800	
	86	296,900	383,500	427,000	
	87	297,900	384,900	428,200	
	88	299,100	386,200	429,200	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89	300,200	387,500	430,300
90	301,300	388,800	431,300
91	302,500	390,000	432,300
92	303,700	391,300	433,300
93	304,200	392,600	434,200
94	305,200	393,700	435,000
95	306,300	395,000	435,800
96	307,500	396,200	436,600
97	308,500	397,600	437,400
98	309,600	398,600	437,800
99	310,600	399,700	438,200
100	311,700	400,700	438,600
101	312,600	401,600	439,000
102	313,700	402,600	439,300
103	314,800	403,700	439,600
104	315,800	404,800	439,900
105	316,400	405,500	440,200
106	317,300	406,400	440,500
107	318,100	407,300	440,800
108	318,900	408,200	441,000
109	319,800	409,000	441,200
110	320,200	409,900	
111	320,600	410,700	
112	321,100	411,500	
113	321,700	412,100	
114	322,100	412,800	
115	322,600	413,500	
116	323,100	414,200	
117	323,700	414,800	
118	324,200	415,300	
119	324,600	415,700	
120	325,100	416,100	
121	325,600	416,500	
122	326,000	416,800	
123	326,500	417,100	
124	327,000	417,300	
125	327,600	417,500	
126	327,900	417,800	
127	328,200	418,100	
128	328,500	418,300	
129	328,700	418,500	
130	329,000	418,800	
131	329,300	419,100	
132	329,600	419,300	
133	329,800	419,500	
134	330,000	419,800	
135	330,200	420,100	
136	330,500	420,300	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	137	330,800	420,500			
	138	331,000	420,800			
	139	331,300	421,100			
	140	331,600	421,300			
	141	331,800	421,500			
	142	332,000	421,800			
	143	332,300	422,100			
	144	332,500	422,300			
	145	332,800	422,500			
	146	333,000				
	147	333,300				
	148	333,600				
	149	333,800				
	150	334,000				
	151	334,300				
	152	334,600				
	153	334,800				
再任用職員		239,500	280,600	309,300	337,400	421,500

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，講師，助教諭，養護助教諭，実習助手及び寄宿舍指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち，その等級が3級である職員の給料月額は，この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	181,200	270,100	299,000	413,000
	2	166,700	183,300	272,600	301,600	414,500
	3	168,200	185,400	274,900	304,500	416,000
	4	169,700	187,600	277,200	306,900	417,500
	5	171,400	189,700	279,700	309,400	418,900
	6	173,300	191,900	282,100	311,700	420,300
	7	175,100	194,100	284,300	314,000	421,800
	8	176,900	196,300	286,500	316,400	423,400
	9	178,600	198,600	288,600	318,800	424,800
	10	180,700	201,400	290,900	321,200	426,200
	11	182,800	204,200	293,300	323,900	427,600
	12	184,800	206,900	295,400	326,800	428,900
	13	186,700	209,700	297,800	329,200	430,200
	14	188,900	211,400	299,800	331,100	431,600
	15	191,200	213,000	301,700	333,000	433,000
	16	193,500	214,700	303,700	335,100	434,400
	17	195,700	216,600	305,800	337,100	435,600
	18	198,300	218,200	308,200	339,300	436,900
	19	200,800	219,900	310,700	341,400	438,100
	20	203,400	221,500	313,400	343,400	439,400
	21	205,900	223,200	315,600	345,600	440,500
	22	207,600	225,100	318,000	347,500	441,700
	23	209,300	226,900	320,200	349,800	443,000
	24	211,000	228,700	322,800	352,100	444,300
	25	212,600	230,200	325,400	353,800	445,600
	26	214,000	232,200	327,700	355,600	446,800
	27	215,600	234,200	329,900	357,500	447,800
	28	217,100	236,200	332,000	359,400	448,900
	29	218,600	237,900	334,200	361,200	450,100
	30	220,300	240,600	335,900	363,000	450,900
	31	221,900	243,300	338,100	364,700	451,700
	32	223,600	246,000	340,300	366,600	452,600
	33	224,900	248,700	342,100	367,900	453,500
	34	226,600	251,600	344,200	369,600	454,000
	35	228,200	254,400	346,300	371,100	454,500
	36	229,800	257,100	348,300	372,900	455,000
	37	231,200	259,700	350,300	374,800	455,500
	38	232,900	262,200	352,200	376,300	
	39	234,600	264,700	354,200	377,600	
	40	236,300	267,000	356,100	379,200	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	238,000	269,600	357,600	380,300
	42	239,800	272,000	359,400	381,700
	43	241,600	274,200	361,000	383,100
	44	243,300	276,400	362,700	384,600
	45	245,000	278,500	364,500	386,000
	46	246,600	280,700	366,200	387,600
	47	248,000	282,900	367,500	389,200
	48	249,400	284,800	369,100	390,700
	49	250,600	287,100	370,300	392,100
	50	252,000	289,000	371,800	393,600
	51	253,400	290,900	373,400	395,100
	52	254,600	292,900	375,000	396,500
	53	255,700	294,600	376,400	397,700
	54	257,100	296,900	377,900	399,000
	55	258,300	299,200	379,400	400,100
	56	259,300	301,700	380,900	401,200
	57	260,500	303,700	382,400	402,600
	58	261,700	306,100	383,800	403,800
	59	262,800	308,300	385,200	405,000
	60	264,000	310,900	386,500	406,300
	61	265,400	313,200	387,400	407,500
	62	266,200	315,600	388,600	408,500
	63	267,400	317,900	389,800	409,900
	64	268,300	320,100	390,900	411,200
	65	269,300	322,300	391,800	412,400
	66	270,700	324,300	393,000	413,500
	67	271,800	326,400	394,000	414,700
	68	273,100	328,600	395,100	415,800
	69	274,700	330,500	396,300	416,800
	70	276,200	332,600	397,300	418,000
	71	277,500	334,700	398,400	419,200
	72	278,900	336,700	399,600	420,400
	73	279,900	338,800	400,600	421,000
	74	280,900	340,900	401,700	421,800
	75	282,200	343,100	402,800	422,500
	76	283,400	345,300	403,900	423,000
再任 用職 員以 外の 職員	77	284,600	347,000	404,800	423,300
	78	285,700	348,900	405,700	423,700
	79	286,900	350,600	406,700	424,100
	80	288,100	352,400	407,700	424,500
	81	289,300	354,200	408,500	424,800
	82	290,200	356,000	409,300	425,200
	83	291,400	357,400	410,000	425,600
	84	292,600	359,200	410,800	425,900
	85	293,500	360,400	411,500	426,200
	86	294,400	362,000	412,300	426,600
	87	295,100	363,500	413,000	427,000
	88	296,100	365,000	413,700	427,300

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89	297,100	366,300	414,300	427,600
90	298,000	367,600	415,000	427,900
91	298,900	369,000	415,500	428,200
92	299,700	370,400	416,200	428,400
93	300,000	371,900	416,600	428,600
94	300,700	373,200	417,000	
95	301,400	374,500	417,300	
96	302,200	375,700	417,600	
97	303,000	376,700	417,900	
98	303,800	377,700	418,200	
99	304,600	378,700	418,500	
100	305,300	379,700	418,700	
101	306,200	380,600	418,900	
102	306,700	381,600	419,200	
103	307,200	382,600	419,500	
104	307,700	383,600	419,700	
105	307,900	384,400	419,900	
106	308,300	385,300	420,200	
107	308,600	386,200	420,500	
108	308,800	387,200	420,700	
109	309,000	388,000	420,900	
110	309,200	389,000		
111	309,500	390,000		
112	309,800	391,000		
113	310,000	391,600		
114	310,200	392,500		
115	310,400	393,400		
116	310,700	394,300		
117	311,000	395,100		
118	311,300	395,800		
119	311,600	396,600		
120	311,900	397,400		
121	312,100	398,000		
122	312,300	398,800		
123	312,500	399,500		
124	312,800	400,200		
125	313,100	400,800		
126		401,500		
127		402,000		
128		402,600		
129		403,300		
130		403,900		
131		404,400		
132		404,900		
133		405,200		
134		405,500		
135		405,800		
136		406,100		

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	137		406,400			
	138		406,700			
	139		407,000			
	140		407,300			
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
	157		411,700			
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

令和元年12月24日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第二条関係）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,300	201,200	286,800	337,400	394,100
	2	152,400	203,900	289,200	339,600	397,000
	3	153,600	206,300	291,600	341,600	399,600
	4	154,700	208,700	293,900	343,500	402,400
	5	155,900	211,200	296,200	345,300	404,500
	6	157,200	213,500	298,300	347,100	407,200
	7	158,500	215,700	300,300	349,200	409,900
	8	159,800	217,900	302,300	351,200	412,600
	9	160,800	220,000	304,400	352,900	415,100
	10	162,600	222,300	306,900	354,900	417,700
	11	164,200	224,800	309,500	357,000	420,400
	12	165,800	227,100	312,300	358,900	423,200
	13	167,200	229,000	314,400	360,900	425,800
	14	169,200	231,400	316,800	362,800	428,500
	15	171,100	233,800	319,200	364,600	431,300
	16	173,100	236,200	321,900	366,500	434,000
	17	174,800	238,300	324,500	368,200	436,500
	18	177,000	241,100	326,700	370,100	439,100
	19	179,300	244,000	328,700	371,800	441,600
	20	181,400	246,800	330,700	373,800	444,200
	21	183,500	249,200	332,900	375,300	446,700
	22	185,900	251,800	334,600	377,300	449,300
	23	188,300	254,200	336,600	379,000	451,900
	24	190,600	256,900	338,600	380,900	454,400
	25	192,700	259,600	340,500	382,300	456,600
	26	195,000	262,000	342,400	384,000	458,900
	27	197,100	264,300	344,200	385,900	461,400
	28	199,200	266,500	346,000	387,800	463,900
	29	201,300	269,100	347,900	389,500	466,400
	30	202,900	271,300	349,600	391,400	468,900
	31	204,700	273,200	351,100	393,300	471,400
	32	206,400	275,300	352,800	395,200	473,900
	33	208,100	277,000	354,000	396,800	476,200
	34	210,000	279,000	355,400	398,600	478,600
	35	211,900	281,100	356,700	400,200	481,000
	36	213,700	282,900	358,200	402,000	483,500
	37	215,200	284,800	359,400	403,200	485,900
	38	217,100	286,100	360,800	404,700	488,400
	39	219,000	287,300	362,000	406,100	490,800
	40	220,900	288,800	363,400	407,500	493,300

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	222,600	290,200	364,100	408,900	495,600
	42	224,500	291,000	365,200	410,200	497,800
	43	226,400	292,000	366,400	411,700	500,000
	44	228,300	293,000	367,500	413,300	502,200
	45	229,900	293,700	368,600	414,700	503,900
	46	231,700	294,800	369,800	415,900	505,400
	47	233,400	295,900	371,100	417,500	507,000
	48	235,200	297,000	372,200	419,100	508,500
	49	236,900	298,300	373,300	420,400	510,200
	50	238,700	299,500	374,600	421,800	511,600
	51	240,400	300,500	375,900	423,300	513,000
	52	242,100	301,400	377,200	424,700	514,500
	53	243,500	302,600	377,900	426,100	515,600
	54	245,300	303,600	378,900	427,500	516,800
	55	246,900	304,900	379,800	428,900	518,000
	56	248,500	306,000	380,800	430,300	519,200
	57	249,700	306,800	381,600	431,400	520,100
	58	250,900	307,900	382,400	432,700	521,100
	59	251,900	309,100	383,100	434,100	522,100
再任	60	252,800	310,200	383,800	435,400	523,100
用職	61	253,800	311,100	384,400	436,200	524,200
員以	62	254,900	312,200	385,100	437,100	525,100
外の	63	255,800	313,300	386,000	438,100	525,800
職員	64	256,900	314,400	386,900	439,000	526,500
	65	258,100	315,200	387,500	439,900	527,300
	66	259,000	316,300	388,300	440,700	528,100
	67	260,100	317,200	389,100	441,300	528,900
	68	261,000	318,200	389,900	442,100	529,700
	69	261,900	319,200	390,500	442,500	530,400
	70	263,200	320,200	391,200	443,100	531,200
	71	264,500	321,300	391,900	443,600	532,000
	72	265,700	322,400	392,600	444,100	532,800
	73	267,100	322,900	393,300	444,600	533,500
	74	268,500	323,900	393,900		
	75	269,700	325,000	394,500		
	76	270,700	326,100	395,200		
	77	271,800	327,200	395,900		
	78	272,900	328,200	396,500		
	79	274,200	329,100	397,100		
	80	275,300	330,000	397,700		
	81	276,500	331,100	398,300		
	82	277,800	331,900	398,900		
	83	279,100	332,600	399,500		
	84	280,300	333,400	400,100		
	85	281,400	333,900	400,600		
	86	282,500	334,400	401,100		
	87	283,800	334,900	401,600		
	88	285,000	335,400	402,300		

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	89	285,800	335,700	402,700		
	90	287,000	336,200			
	91	288,000	336,700			
	92	289,200	337,200			
	93	290,100	337,500			
	94	291,100	337,900			
	95	292,100	338,400			
	96	293,100	338,900			
	97	293,400	339,400			
	98	294,300	339,900			
	99	295,000	340,400			
	100	295,900	340,900			
	101	296,800	341,400			
	102	297,500	341,900			
	103	298,200	342,400			
	104	298,900	342,900			
	105	299,600	343,400			
	106	300,100	343,800			
	107	300,600	344,300			
	108	301,100	344,700			
	109	301,300	345,200			
	110	301,700	345,600			
	111	302,000	346,100			
	112	302,300	346,500			
	113	302,600	347,000			
	114	302,900	347,400			
	115	303,200	347,900			
	116	303,500	348,300			
	117	303,800	348,800			
	118	304,200	349,200			
	119	304,500	349,600			
	120	304,900	350,000			
	121	305,200	350,400			
再任用職員		221,100	264,000	288,800	331,200	389,700

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

令和元年12月24日 岡山県公報 号外

別表第五 医療職給料表（第二条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	255,800	340,300	403,200	475,400
	2	258,300	343,300	405,900	477,700
	3	260,800	346,100	408,300	479,900
	4	263,300	348,900	410,800	482,200
	5	265,400	351,600	413,200	484,400
	6	269,200	354,700	415,600	486,600
	7	273,000	357,700	418,300	488,800
	8	276,700	360,700	421,000	491,000
	9	280,300	363,500	423,200	493,000
	10	284,300	366,100	425,900	495,100
	11	288,300	369,100	428,500	497,200
	12	292,200	372,200	431,200	499,300
	13	295,900	375,100	433,600	501,400
	14	299,900	378,500	436,100	503,500
	15	303,800	381,400	438,500	505,600
	16	307,600	384,900	441,000	507,700
	17	311,300	388,500	443,000	509,800
	18	314,900	391,000	445,400	511,800
	19	318,400	393,300	447,700	513,800
	20	322,000	395,700	450,100	515,800
	21	325,400	398,300	451,600	517,600
	22	329,000	400,600	454,000	519,400
	23	332,400	403,100	456,300	521,300
	24	335,600	405,500	458,600	523,200
	25	339,100	407,500	460,600	524,900
	26	341,700	409,800	462,900	526,700
	27	344,300	412,000	465,100	528,500
	28	346,900	414,300	467,400	530,300
	29	349,500	416,600	469,500	531,900
	30	351,300	418,700	471,800	533,700
	31	353,400	420,700	474,100	535,500
	32	355,700	422,800	476,300	537,300
	33	357,900	424,700	478,300	538,900
	34	360,100	426,500	480,400	540,700
	35	362,100	428,300	482,500	542,400
	36	364,300	430,300	484,600	544,200
	37	366,500	432,200	486,700	545,800
	38	368,800	434,200	488,500	547,400
	39	370,800	436,100	490,300	548,800
	40	372,600	438,100	492,100	550,400

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	374,700	439,900	493,800	551,900
	42	375,900	441,700	495,600	553,300
	43	377,300	443,400	497,400	554,700
	44	378,700	445,200	499,200	556,100
	45	379,900	447,000	500,800	557,300
	46	381,300	448,800	502,500	558,300
	47	382,800	450,600	504,300	559,300
	48	384,300	452,300	506,100	560,300
	49	385,400	454,100	507,700	561,400
	50	386,400	455,800	509,000	562,300
	51	387,400	457,600	510,300	563,200
	52	388,200	459,400	511,600	564,100
	53	389,100	461,300	512,600	565,000
	54	390,000	462,500	513,900	565,900
	55	390,700	463,700	515,200	566,800
	56	391,600	464,900	516,500	567,700
	57	392,300	466,100	517,500	568,600
	58	393,200	467,100	518,300	569,500
	59	394,000	468,100	519,100	570,400
	60	394,800	469,100	519,900	571,300
	61	395,300	469,900	520,800	572,200
	62	395,800	470,600	521,600	573,100
	63	396,200	471,300	522,500	574,000
	64	396,700	472,000	523,300	574,900
	65	397,000	472,700	524,200	575,800
	66		473,400	525,100	
	67		474,100	526,000	
	68		474,700	526,900	
69		475,000	527,800		
70		475,700	528,700		
71		476,400	529,600		
72		477,100	530,500		
73		477,500	531,300		
74		478,100	532,200		
75		478,800	533,100		
76		479,500	534,000		
77		479,900	534,800		
78		480,500	535,700		
79		481,100	536,600		
80		481,600	537,500		
81		482,200	538,300		
82		482,700	539,200		
83		483,200	540,100		
84		483,700	541,000		
85		484,100	541,800		
86		484,700	542,700		
87		485,300	543,600		
88		485,900	544,500		

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	89		486,400	545,300	
	90		487,000		
	91		487,600		
	92		488,200		
	93		488,700		
	94		489,300		
	95		489,900		
	96		490,500		
	97		491,000		
再任用職員		298,100	340,500	394,900	467,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,900	194,700	229,700	256,400	290,900	337,200	381,300	447,400
	2	158,300	196,300	231,300	257,800	292,800	339,200	384,000	450,000
	3	159,700	197,900	232,900	259,300	294,900	341,400	386,600	452,500
	4	161,100	199,600	234,500	260,900	296,900	343,600	389,300	455,100
	5	162,300	201,100	236,000	262,100	299,000	345,400	391,700	457,500
	6	164,100	202,600	237,600	263,600	301,100	347,600	394,400	460,000
	7	165,900	204,200	239,200	265,000	303,000	349,600	397,000	462,500
	8	167,500	205,700	240,800	266,300	305,000	351,800	399,700	465,000
	9	169,100	207,200	241,900	267,600	307,000	353,600	401,800	467,400
	10	170,800	208,900	243,600	268,900	309,000	355,700	404,100	469,800
	11	172,500	210,500	245,100	270,200	311,100	357,800	406,300	472,400
	12	174,300	212,200	246,500	271,500	313,300	359,900	408,500	474,800
	13	175,800	213,500	248,000	272,900	315,300	361,400	410,600	477,300
	14	177,700	215,100	249,600	274,200	317,200	363,400	412,600	478,800
	15	179,700	216,700	251,100	276,000	319,300	365,300	414,600	480,100
	16	181,600	218,300	252,700	277,500	321,300	367,300	416,700	481,400
	17	183,600	219,500	253,500	279,100	323,300	369,100	418,500	482,600
	18	185,400	221,100	255,000	280,800	325,300	371,100	420,500	483,900
	19	187,200	222,800	256,400	282,500	327,400	373,100	422,400	485,200
	20	189,100	224,400	257,800	284,100	329,500	375,100	424,500	486,500
	21	191,000	225,900	259,300	285,900	331,300	376,900	426,300	487,700
	22	192,500	227,400	260,600	287,700	333,300	378,900	427,900	489,100
	23	194,000	228,900	261,900	289,300	335,100	381,000	429,500	490,500
	24	195,500	230,400	263,300	291,000	337,100	383,100	431,000	491,700
	25	197,200	231,800	264,700	292,700	338,800	384,500	432,500	493,100
	26	198,500	233,300	265,900	294,400	340,700	386,300	433,800	494,400
	27	200,000	234,700	267,400	296,300	342,700	388,100	435,100	495,800
	28	201,400	236,100	269,000	298,100	344,700	389,800	436,400	497,200
	29	202,800	237,400	270,600	299,800	346,000	391,600	437,700	498,600
	30	204,000	239,100	272,200	301,600	347,800	393,100	438,900	499,700
	31	205,300	240,600	273,700	303,400	349,500	394,700	440,100	500,800
	32	206,600	242,200	275,200	305,300	351,300	396,400	441,200	501,900
	33	207,800	243,300	276,600	307,000	353,000	397,700	442,400	503,000
	34	209,200	244,800	278,300	308,700	354,800	399,000	443,600	503,900
	35	210,500	246,200	279,900	310,500	356,700	400,300	444,800	504,800
	36	211,800	247,700	281,500	312,300	358,500	401,500	446,000	505,700
	37	212,900	249,000	282,900	313,600	360,300	402,600	447,300	506,700
	38	214,200	250,600	284,400	315,300	362,000	403,800	448,100	
	39	215,400	252,000	286,100	316,800	363,600	404,900	448,500	
	40	216,600	253,500	287,700	318,400	365,300	406,000	449,200	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	217,700	254,900	289,200	320,100	366,500	406,800	449,700
	42	218,800	255,900	290,900	321,800	367,600	407,600	450,100
	43	219,900	257,300	292,600	323,400	368,800	408,400	450,500
	44	221,000	258,700	294,300	325,100	370,000	409,200	450,900
	45	222,100	260,000	295,900	326,000	371,200	409,600	451,300
	46	223,100	261,400	297,600	327,400	372,000	410,200	451,700
	47	224,000	262,600	299,300	328,900	373,200	410,700	452,100
	48	225,000	263,800	300,900	330,500	374,300	411,100	452,400
	49	225,900	265,400	302,100	331,900	375,300	411,500	452,700
	50	226,900	266,800	303,700	333,200	376,300	411,800	453,100
	51	227,800	267,900	305,000	334,400	377,300	412,100	453,400
	52	228,800	269,100	306,600	335,700	378,300	412,400	453,700
	53	229,000	270,100	307,900	336,800	379,100	412,700	454,000
	54	229,800	271,400	309,400	337,800	379,900	413,000	
	55	230,500	272,800	310,800	338,900	380,800	413,300	
	56	231,300	274,100	312,300	339,900	381,700	413,600	
	57	232,100	275,000	313,300	340,400	382,200	413,900	
	58	233,000	276,300	314,500	341,300	383,000	414,200	
	59	233,700	277,600	315,700	342,100	383,800	414,500	
	60	234,400	278,900	317,100	343,000	384,600	414,900	
	61	235,300	279,900	318,400	343,800	385,000	415,100	
	62	236,000	281,100	319,600	344,100	385,700	415,400	
	63	236,800	282,400	320,900	344,700	386,400	415,700	
	64	237,700	283,700	322,100	345,400	387,100	416,000	
	65	238,300	284,600	323,500	346,000	387,500	416,200	
	66	238,900	285,700	324,300	346,700	388,100		
	67	239,500	286,600	325,100	347,400	388,800		
	68	240,200	287,700	325,900	348,100	389,400		
	69	240,900	288,700	326,500	348,800	389,800		
	70	241,400	289,800	327,200	349,300	390,300		
	71	241,900	290,900	327,900	349,900	390,800		
	72	242,400	292,000	328,500	350,500	391,300		
	73	242,900	292,600	329,200	350,800	391,900		
	74	243,600	293,300	329,400	351,400	392,400		
	75	244,400	293,900	330,000	351,900	393,000		
	76	245,100	294,700	330,600	352,500	393,600		
	77	245,500	295,500	331,200	353,000	394,100		
	78	246,100	296,100	331,700	353,500	394,600		
	79	246,700	296,700	332,200	354,000	395,100		
	80	247,300	297,300	332,700	354,400	395,600		
	81	247,600	298,000	333,300	354,700	395,900		
82	248,000	298,500	333,800	355,000	396,400			
83	248,400	298,900	334,200	355,400	396,800			
84	248,700	299,300	334,700	355,700	397,200			
85	249,000	299,500	335,200	356,200	397,600			
86		299,700	335,600	356,500				
87		299,900	335,800	356,800				
88		300,100	336,200	357,100				

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89		300,500	336,600	357,500				
90		300,700	337,000	357,800				
91		300,900	337,400	358,200				
92		301,100	337,800	358,500				
93		301,500	338,100	358,900				
94		301,700	338,300	359,200				
95		301,900	338,700	359,500				
96		302,200	339,000	359,800				
97		302,600	339,200	360,100				
98		302,900	339,500	360,500				
99		303,100	339,800	360,900				
100		303,400	340,100	361,300				
101		303,700	340,300	361,800				
102		303,900	340,600	362,200				
103		304,100	341,000	362,600				
104		304,400	341,200	363,000				
105		304,700	341,400	363,500				
106			341,600					
107			342,000					
108			342,200					
109			342,400					
110			342,800					
111			343,200					
112			343,600					
113			343,800					
再任用職員	192,400	219,400	251,800	265,400	291,900	332,800	375,000	436,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,600	198,100	245,500	267,900	292,500	336,200	380,200
	2	172,000	200,200	247,300	268,900	294,100	338,300	382,800
	3	173,500	202,300	249,100	269,800	295,600	340,300	385,500
	4	175,000	204,300	250,800	270,900	297,400	342,500	388,100
	5	176,400	206,500	252,200	271,400	299,100	344,500	390,300
	6	177,900	208,800	253,500	272,400	300,900	346,600	392,700
	7	179,400	211,100	254,600	273,200	302,600	348,700	395,000
	8	180,900	213,300	255,900	274,100	304,300	350,800	397,300
	9	182,200	215,700	256,900	275,200	306,200	352,300	399,300
	10	183,900	217,100	257,900	275,900	307,900	354,300	401,400
	11	185,500	218,500	258,800	277,000	309,700	356,200	403,600
	12	187,000	219,700	259,700	278,200	311,600	358,200	405,900
	13	188,500	220,900	260,900	279,500	313,100	360,100	407,800
	14	190,500	222,300	262,000	280,600	314,700	362,200	409,800
	15	192,500	223,800	262,800	281,800	316,500	364,300	412,000
	16	194,500	225,000	263,800	283,200	318,300	366,300	414,200
	17	196,700	226,300	264,300	284,500	320,000	368,300	416,200
	18	198,800	227,800	265,200	285,800	321,600	370,300	418,400
	19	200,900	229,200	266,200	286,800	323,300	372,400	420,600
	20	203,000	230,600	267,000	288,000	325,000	374,500	422,700
	21	205,100	231,700	267,900	289,600	326,400	376,200	424,600
	22	207,300	233,400	268,800	291,200	327,900	378,300	426,500
	23	209,500	235,100	269,700	292,500	329,400	380,400	428,300
	24	211,700	236,700	270,700	293,800	330,900	382,400	430,200
	25	213,700	238,000	271,900	295,100	332,300	384,400	431,900
	26	215,000	239,700	272,800	296,700	333,700	386,000	433,500
	27	216,100	241,400	274,000	298,500	335,200	387,900	435,200
	28	217,300	243,100	275,200	300,200	336,800	389,800	436,800
	29	218,500	244,600	276,400	301,500	337,900	391,600	438,100
	30	219,600	246,000	277,800	303,100	339,400	393,300	439,400
	31	220,900	247,300	279,300	304,700	340,800	395,200	441,000
	32	222,100	248,400	280,600	306,400	342,300	397,000	442,500
	33	223,300	249,600	282,200	307,800	344,000	398,700	444,200
	34	224,600	250,700	283,600	309,300	345,500	400,400	445,800
	35	225,900	251,600	284,800	310,900	347,100	402,200	447,200
	36	227,200	252,700	286,000	312,500	348,600	403,900	448,600
	37	228,100	253,600	287,600	313,800	350,400	405,500	449,700
	38	229,500	254,700	288,800	315,200	352,000	407,200	451,000
	39	230,700	255,600	290,300	316,600	353,500	409,000	452,300
	40	232,000	256,700	291,700	318,200	355,100	410,800	453,700

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	232,900	257,100	293,000	319,700	356,400	412,300	454,700
	42	234,300	258,000	294,500	321,100	357,900	413,800	455,400
	43	235,700	258,900	296,000	322,500	359,400	415,300	456,200
	44	237,100	259,600	297,600	324,000	360,800	416,600	456,800
	45	238,300	260,400	298,900	324,800	362,500	417,700	457,700
	46	239,700	261,300	300,300	326,200	363,500	418,800	458,400
	47	241,000	262,200	301,800	327,600	365,000	419,900	459,200
	48	242,300	263,200	303,300	329,100	366,300	421,100	460,000
	49	243,300	264,200	304,400	330,200	367,800	422,400	460,700
	50	244,400	265,200	305,700	331,600	369,200	423,500	461,400
	51	245,400	266,400	306,900	332,900	370,500	424,700	462,100
	52	246,500	267,600	308,300	334,200	371,900	425,800	462,900
	53	247,400	268,700	309,700	335,600	373,500	427,000	463,700
	54	248,500	270,100	311,000	337,000	374,700	428,000	464,500
	55	249,400	271,400	312,400	338,400	375,800	429,100	465,200
	56	250,400	272,700	313,800	339,700	377,000	430,200	465,900
	57	251,100	274,200	314,600	340,600	378,200	431,300	466,700
	58	252,100	275,700	315,800	341,900	379,100	431,800	
	59	252,800	277,100	317,000	343,100	380,100	432,400	
	60	253,600	278,500	318,400	344,400	381,100	432,800	
	61	254,400	279,900	319,500	345,500	381,800	433,400	
	62	255,400	281,200	320,800	346,400	382,600	433,900	
	63	256,200	282,700	322,100	347,600	383,400	434,300	
	64	257,200	284,000	323,300	348,900	384,200	434,800	
	65	258,100	285,400	324,600	350,000	385,000	435,400	
	66	258,900	286,900	325,900	351,200	385,700	435,800	
	67	260,000	288,400	327,200	352,400	386,500	436,100	
	68	260,900	289,900	328,500	353,500	387,200	436,400	
	69	261,700	291,000	329,200	354,500	387,900	436,800	
	70	262,700	292,500	330,300	355,500	388,500		
	71	263,600	294,000	331,400	356,600	389,200		
	72	264,600	295,400	332,300	357,700	389,800		
	73	266,000	296,400	333,600	358,600	390,600		
	74	267,300	297,800	334,300	359,700	391,100		
	75	268,400	299,000	335,400	360,800	391,700		
	76	269,500	300,300	336,600	361,900	392,200		
	77	270,500	301,700	337,700	362,700	392,600		
	78	271,500	303,000	338,900	363,500	393,200		
	79	272,800	304,200	340,000	364,300	393,700		
	80	274,000	305,500	341,200	365,000	394,000		
	81	274,900	306,000	342,300	365,700	394,300		
	82	275,900	307,200	343,400	366,200	394,800		
	83	277,000	308,300	344,400	366,800	395,200		
	84	278,100	309,500	345,500	367,300	395,500		
	85	278,900	310,600	346,400	368,000	395,800		
	86	279,800	311,800	347,400	368,500	396,300		
	87	280,900	313,000	348,300	369,100	396,800		
	88	282,000	314,100	349,300	369,600	397,200		

再任用職員以外の職員

令和元年 1 2 月 2 4 日 岡山県公報 号外

89	282,800	315,400	350,300	370,100	397,500
90	283,700	316,600	351,100	370,500	397,900
91	284,500	317,800	351,900	371,100	398,400
92	285,500	319,000	352,700	371,600	398,800
93	286,400	319,800	353,400	372,000	399,200
94	287,400	320,500	354,000	372,500	
95	288,300	321,200	354,700	372,900	
96	289,300	321,800	355,300	373,200	
97	289,900	322,500	355,800	373,900	
98	290,700	322,800	356,200	374,400	
99	291,300	323,400	356,700	374,900	
100	292,200	324,100	357,100	375,400	
101	293,000	324,500	357,600	376,100	
102	293,800	325,100	358,000	376,600	
103	294,600	325,700	358,500	377,100	
104	295,400	326,300	358,900	377,500	
105	296,100	326,700	359,300	378,200	
106	296,600	327,200	359,800	378,700	
107	297,100	327,700	360,200	379,200	
108	297,600	328,200	360,500	379,700	
109	297,800	328,600	361,100	380,400	
110	298,100	329,000	361,600	380,800	
111	298,300	329,300	362,100	381,300	
112	298,700	329,600	362,600	381,800	
113	299,000	330,000	363,200	382,500	
114	299,200	330,400	363,700		
115	299,600	330,800	364,200		
116	299,900	331,100	364,600		
117	300,200	331,300	365,100		
118	300,500	331,600	365,500		
119	300,800	332,000	366,000		
120	301,200	332,200	366,500		
121	301,500	332,400	367,000		
122	301,900	332,700	367,500		
123	302,200	333,000	368,000		
124	302,600	333,300	368,500		
125	302,800	333,500	368,900		
126	303,000	333,800			
127	303,300	334,200			
128	303,700	334,400			
129	303,900	334,600			
130	304,200	334,800			
131	304,600	335,200			
132	305,000	335,400			
133	305,200	335,700			
134	305,500	336,100			
135	305,900	336,500			
136	306,200	336,900			

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

137	306,400	337,200						
138	306,700	337,600						
139	307,100	338,000						
140	307,400	338,400						
141	307,600	338,700						
142	308,000	339,100						
143	308,400	339,400						
144	308,700	339,800						
145	308,900	340,100						
146	309,100	340,500						
147	309,400	340,900						
148	309,800	341,300						
149	310,000	341,600						
150	310,200	342,000						
151	310,500	342,400						
152	310,800	342,800						
153	311,200	343,100						
154	311,400							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,200							
158	312,500							
159	312,800							
160	313,100							
161	313,500							
162	313,800							
163	314,100							
164	314,400							
165	314,800							
166	315,100							
167	315,400							
168	315,700							
169	316,100							
再任用職員	239,000	260,700	267,900	278,100	294,400	332,100	376,500	

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「十年以内」を「十五年以内」に改め、同項第三号中「三万円」を「五万円」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

令和元年12月24日 岡山県公報 号外

別表第一（第二条関係）

小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	165,200	181,200	270,100	299,000	413,000
	2	166,700	183,300	272,600	301,600	414,500
	3	168,200	185,400	274,900	304,500	416,000
	4	169,700	187,600	277,200	306,900	417,500
	5	171,400	189,700	279,700	309,400	418,900
	6	173,300	191,900	282,100	311,700	420,300
	7	175,100	194,100	284,300	314,000	421,800
	8	176,900	196,300	286,500	316,400	423,400
	9	178,600	198,600	288,600	318,800	424,800
	10	180,700	201,400	290,900	321,200	426,200
	11	182,800	204,200	293,300	323,900	427,600
	12	184,800	206,900	295,400	326,800	428,900
	13	186,700	209,700	297,800	329,200	430,200
	14	188,900	211,400	299,800	331,100	431,600
	15	191,200	213,000	301,700	333,000	433,000
	16	193,500	214,700	303,700	335,100	434,400
	17	195,700	216,600	305,800	337,100	435,600
	18	198,300	218,200	308,200	339,300	436,900
	19	200,800	219,900	310,700	341,400	438,100
	20	203,400	221,500	313,400	343,400	439,400
	21	205,900	223,200	315,600	345,600	440,500
	22	207,600	225,100	318,000	347,500	441,700
	23	209,300	226,900	320,200	349,800	443,000
	24	211,000	228,700	322,800	352,100	444,300
	25	212,600	230,200	325,400	353,800	445,600
	26	214,000	232,200	327,700	355,600	446,800
	27	215,600	234,200	329,900	357,500	447,800
	28	217,100	236,200	332,000	359,400	448,900
	29	218,600	237,900	334,200	361,200	450,100
	30	220,300	240,600	335,900	363,000	450,900
	31	221,900	243,300	338,100	364,700	451,700
	32	223,600	246,000	340,300	366,600	452,600
	33	224,900	248,700	342,100	367,900	453,500
	34	226,600	251,600	344,200	369,600	454,000
	35	228,200	254,400	346,300	371,100	454,500
	36	229,800	257,100	348,300	372,900	455,000
	37	231,200	259,700	350,300	374,800	455,500
	38	232,900	262,200	352,200	376,300	
	39	234,600	264,700	354,200	377,600	
	40	236,300	267,000	356,100	379,200	

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	41	238,000	269,600	357,600	380,300
	42	239,800	272,000	359,400	381,700
	43	241,600	274,200	361,000	383,100
	44	243,300	276,400	362,700	384,600
	45	245,000	278,500	364,500	386,000
	46	246,600	280,700	366,200	387,600
	47	248,000	282,900	367,500	389,200
	48	249,400	284,800	369,100	390,700
	49	250,600	287,100	370,300	392,100
	50	252,000	289,000	371,800	393,600
	51	253,400	290,900	373,400	395,100
	52	254,600	292,900	375,000	396,500
	53	255,700	294,600	376,400	397,700
	54	257,100	296,900	377,900	399,000
	55	258,300	299,200	379,400	400,100
	56	259,300	301,700	380,900	401,200
	57	260,500	303,700	382,400	402,600
	58	261,700	306,100	383,800	403,800
	59	262,800	308,300	385,200	405,000
	60	264,000	310,900	386,500	406,300
	61	265,400	313,200	387,400	407,500
	62	266,200	315,600	388,600	408,500
	63	267,400	317,900	389,800	409,900
	64	268,300	320,100	390,900	411,200
	65	269,300	322,300	391,800	412,400
	66	270,700	324,300	393,000	413,500
	67	271,800	326,400	394,000	414,700
	68	273,100	328,600	395,100	415,800
	69	274,700	330,500	396,300	416,800
	70	276,200	332,600	397,300	418,000
	71	277,500	334,700	398,400	419,200
	72	278,900	336,700	399,600	420,400
	73	279,900	338,800	400,600	421,000
	74	280,900	340,900	401,700	421,800
	75	282,200	343,100	402,800	422,500
	76	283,400	345,300	403,900	423,000
再任 用職 員以 外の 職員	77	284,600	347,000	404,800	423,300
	78	285,700	348,900	405,700	423,700
	79	286,900	350,600	406,700	424,100
	80	288,100	352,400	407,700	424,500
	81	289,300	354,200	408,500	424,800
	82	290,200	356,000	409,300	425,200
	83	291,400	357,400	410,000	425,600
	84	292,600	359,200	410,800	425,900
	85	293,500	360,400	411,500	426,200
	86	294,400	362,000	412,300	426,600
	87	295,100	363,500	413,000	427,000
	88	296,100	365,000	413,700	427,300

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

89	297,100	366,300	414,300	427,600
90	298,000	367,600	415,000	427,900
91	298,900	369,000	415,500	428,200
92	299,700	370,400	416,200	428,400
93	300,000	371,900	416,600	428,600
94	300,700	373,200	417,000	
95	301,400	374,500	417,300	
96	302,200	375,700	417,600	
97	303,000	376,700	417,900	
98	303,800	377,700	418,200	
99	304,600	378,700	418,500	
100	305,300	379,700	418,700	
101	306,200	380,600	418,900	
102	306,700	381,600	419,200	
103	307,200	382,600	419,500	
104	307,700	383,600	419,700	
105	307,900	384,400	419,900	
106	308,300	385,300	420,200	
107	308,600	386,200	420,500	
108	308,800	387,200	420,700	
109	309,000	388,000	420,900	
110	309,200	389,000		
111	309,500	390,000		
112	309,800	391,000		
113	310,000	391,600		
114	310,200	392,500		
115	310,400	393,400		
116	310,700	394,300		
117	311,000	395,100		
118	311,300	395,800		
119	311,600	396,600		
120	311,900	397,400		
121	312,100	398,000		
122	312,300	398,800		
123	312,500	399,500		
124	312,800	400,200		
125	313,100	400,800		
126		401,500		
127		402,000		
128		402,600		
129		403,300		
130		403,900		
131		404,400		
132		404,900		
133		405,200		
134		405,500		
135		405,800		
136		406,100		

令和元年 12月24日 岡山県公報 号外

	137		406,400			
	138		406,700			
	139		407,000			
	140		407,300			
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
	157		411,700			
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「381,000」を「382,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「403,000」を「404,000」に改め、同条第二項の表中「337,000」を「338,000」に、「373,000」を「374,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第九条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、三九〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五一〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四六〇円」に、「一、九七〇円」を「一、九八〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三五〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六〇〇円」に改める。

(岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第十一条 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「の規定」を「及び岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下「県費負担教職員条例」という。)

第二十一条第一項中「岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下「」及び「」という。)」を削る。

別表中「二二六、〇〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二四三、〇〇〇円」を「二四四、三〇〇円」に、「二四二、〇〇〇円」を「二四三、三〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三六、二〇〇円」に、「三三〇、四〇〇円」を「三三二、〇〇〇円」に、「二一七、一〇〇円」を「二一八、三〇〇円」に、「二五八、四〇〇円」を「二五九、七〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条、第七条及び第九条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(適用)

2 第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）（第十九条の四第二項第一号を除く。）の規定、第三条の規定による改正後の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教職員の給与条例」という。）の規定、第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）（第七条第一項の規定並びに第八条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。））第五条第一項及び第二項の規定は平成三十一年四月一日から、改正後の職員給与条例第十九条の四第二項第一号の規定、第四条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定、改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定及び改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定は令和元年十二月一日から適用する。

（平成三十一年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成三十一年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）又は第三条の規定による改正前の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正前の教職員の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和二年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和二年三月三十一日までの間において、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する等級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例又は改正前の教職員の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、改正後の知事等の給与条例、改正後の任期付職員給与条例又は改正後の任期付研究員条例（以下「改正後条例等」と総称する。）の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例、改正前の教職員の給与条例、第四条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第八条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、保育所の設備の基準を改めたものである。

である。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の設備の基準を改めたものである。

◎ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に鑑み、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の返還に係る債務の一部を免除することができることとしたものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

社会福祉法の一部改正に鑑み、同法に基づく社会福祉住居施設の設置の届出の受理等に関する事務を高梁市、新見市及び真庭市が処理することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例について

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例について

卸売市場法の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち岡山市及び倉敷市が処理することとしている事務に同法に基づく地方卸売市場の認定等に関する事務を加えることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、建築士法に基づく二級建築士又は木造建築士の免許等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改める等所要の改正を行うも

のである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について

民法の一部改正等に鑑み、連帯保証人に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

令和元年十月四日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び支給期間並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行ったものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本県の財政状況等に鑑み、引き続き、令和三年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。